

東洋町地域公共交通計画策定業務公募型プロポーザル審査要領

本要領は、東洋町地域公共交通計画策定業務に係る公募型プロポーザル方式における審査に関し、必要な事項を定めるものである。

1 審査対象者

次のすべてを満たす参加者を審査対象とする。

- (1) 別途定める「東洋町地域公共交通計画策定業務 公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）に規定する参加資格を満たす者
- (2) 実施要領で定める期限内に必要な書類一式を提出した者
- (3) 提出書類が実施要領に基づき適正に作成されているもの

2 審査委員会

- (1) 本業務の受託候補者を選定するため、東洋町地域公共交通計画策定業務受託者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。
- (2) 審査委員会は、東洋町地域公共交通会議の委員のうちから会長・副会長、及び東洋町地域公共交通確保ワーキンググループ構成員のうちから5名の計7名で構成する。ただし、事務局は採点に関与しない。
- (3) 審査委員会は、提出書類及びプレゼンテーションに基づき、公平かつ中立の立場で総合的に評価する。

3 審査方法

審査は次の手順により行う。

(1) 書類審査

提出された提案書・見積書等をもとに、別表「審査基準（採点表）」により採点する。

(2) プレゼンテーション審査

ア 日程は別途通知する。

イ 説明20分、質疑応答10分を基本とする。

ウ 業務責任者または担当予定者を1名以上出席させること。

エ プレゼンテーション内容を加味して審査委員が評価を行う。

4 評価および選定

- (1) 審査は100点満点で行い、審査委員ごとの採点平均を総合評価点とする。
- (2) 総合評価点の最も高い者を優先交渉権者とする。

- (3) 最低基準は満点の2分の1（50点）とし、これを下回る者は失格とする。
- (4) 同点の場合は、見積価格の低い者を上位とする。
- (5) 優先交渉権者と契約条件の協議を行い、合意に至らない場合は次順位者と協議する。

5 審査結果の通知

審査結果は、審査実施日の翌日を目途に、参加者全員に文書で通知する。

6 その他

- (1) 審査に関する質問は、実施要領に定める方法・期限による。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 審査過程に関する個別の問い合わせには応じない。

【別表】 審査基準（採点表）

評価項目	評価の観点		配点	評価点
1 業務理解度	①東洋町の地域特性・人口動態を踏まえた分析	5点	20点	
	②公共交通現状課題の把握	5点		
	③計画策定の目的・趣旨の理解	5点		
	④本業務の仕様内容への理解度	5点		
2 提案内容の 具体性・実現 性	①計画策定手順の具体性	5点	30点	
	②実施スケジュールの妥当性	5点		
	③住民意見聴取の工夫	5点		
	④関係機関との調整手法	5点		
	⑤東洋町の実情に即した提案	5点		
	⑥実現可能性・継続性	5点		
3 調査・分析 手法の妥当性	①調査項目の適切性	5点	20点	
	②アンケート等の実施方法	5点		
	③データ分析手法の合理性	5点		
	④調査結果の計画反映方法	5点		
4 実施体制・ 担当者の専門 性	①担当者の知識・経験	5点	10点	
	②実施体制・役割分担の明確性	5点		
5 類似業務の 実績	①類似業務実績の件数・内容	5点	10点	
	②本業務への活用可能性	5点		
6 見積価格の 妥当性	①見積額の妥当性	5点	10点	
	②積算根拠の明確性	5点		
合計			100点	